

衆議院 内閣委員会 議 録 第 十 八 号

平成二十五年六月二十五日(火曜日)

正午開議

出席委員

委員長 平井たくや君

理事 木原 誠二君 理事 関 芳弘君

理事 田中 良生君 理事 西川 公也君

理事 平口 洋君 理事 若井 康彦君

理事 松田 学君 理事 高木美智代君

青山 周平君 大岡 敏孝君

鬼木 誠君 勝俣 孝明君

川田 隆君 小松 裕君

新谷 正義君 田所 嘉徳君

田中 英之君 高木 宏壽君

豊田真由子君 中谷 真一君

中山 展宏君 平沢 勝榮君

福山 守君 山際大志郎君

山田 美樹君 吉川 越君

荒井 聰君 岡田 克也君

後藤 祐一君 津村 啓介君

遠藤 敬君 杉田 水脈君

中丸 啓君 山之内 毅君

奥水 恵一君 濱地 雅一君

大熊 利昭君 赤嶺 政賢君

村上 史好君

参議院内閣委員長 相原久美子君

参議院議員 福山 哲郎君

国務大臣 (男女共同参画担当) 森 まさこ君

内閣府大臣政務官 山際大志郎君

政府参考人 岩瀬 充明君

(警察庁生活安全局長) 雨宮 由卓君

内閣委員会専門員

六月二十日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

第一類第一号 内閣委員会議録第十八号 平成二十五年六月二十五日

する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、参法第二八号)(予)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、参法第二九号)(予)

同月二十一日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二八号)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二九号)

同月二十四日

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(石関貴史君外四名提出、衆法第二九号)

行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(松本剛明君外二名提出、衆法第三〇号)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(松本剛明君外三名提出、衆法第三一号)

道州制への移行のための改革基本法案(松浪健太君外四名提出、衆法第四六号)

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

同月七日

戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置を求めることに関する請願(辻元清美君紹介)(第八〇九号)

同(阿部知子君紹介)(第八一八号)

同(笠井亮君紹介)(第八一九号)

ダンス規制法の見直しに関する請願(青柳陽一郎君紹介)(第八四八号)

同(秋元司君紹介)(第八七五号)

同(泉健太君紹介)(第九〇九号)

同(照屋寛徳君紹介)(第九一〇号)

沖縄県の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第九〇六号)

同(照屋寛徳君紹介)(第九〇七号)

中部地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第九〇八号)

同月十一日

ダンス規制法の見直しに関する請願(辻元清美君紹介)(第九四五号)

同(山田賢司君紹介)(第九四六号)

同(浮島智子君紹介)(第一〇一一号)

同(宮崎政久君紹介)(第一〇一二号)

T P Pに参加しないことに関する請願 赤嶺政賢君紹介(第九八七号)

同(笠井亮君紹介)(第九八八号)

同(穀田恵二君紹介)(第九八九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第九九〇号)

同(志位和夫君紹介)(第九九一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第九九二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第九九三号)

同(宮本岳志君紹介)(第九九四号)

日本軍慰安婦問題の解決を目指す法制定に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第九九五号)

同(笠井亮君紹介)(第九九六号)

同(穀田恵二君紹介)(第九九七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第九九八号)

同(志位和夫君紹介)(第九九九号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一〇〇〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇〇一号)

同(宮本岳志君紹介)(第一〇〇二号)

レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一〇〇三号)

同(笠井亮君紹介)(第一〇〇四号)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇〇五号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一〇〇六号)

同(志位和夫君紹介)(第一〇〇七号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一〇〇八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇〇九号)

同(宮本岳志君紹介)(第一〇一〇号)

同月十八日

韓国・朝鮮人元B C級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(大畠章宏君紹介)(第一一三一号)

同(中川正春君紹介)(第一一二二号)

同(横路孝弘君紹介)(第一一三三三号)

中国地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(小林史明君紹介)(第一一三四号)

パチンコ店における出玉の換金行為を完全に違法化し、カジノ法の創設とカジノ特別区域の整備を求めることに関する請願(西村眞悟君紹介)(第一一三五号)

ダンス規制法の見直しに関する請願(新原秀人君紹介)(第一一六六号)

T P P参加断念に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一一九八号)

T P Pへの参加中止を求めることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一一九九号)

暮らし・農業・地域を破壊するT P P参加反対に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一二三〇号)

憲法違反の推進法を廃止し社会保障の拡充を求めることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一二三一号)

同月十九日

ダンス規制法の見直しに関する請願(穀田恵二君紹介)(第一二八一号)

T P Pに参加しないことに関する請願(穀田恵二君紹介)(第一二八二号)

近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願(穀田恵二君紹介)(第一三五一号)

戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置を求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第一三五三三号)

憲法違反の推進法を廃止し社会保障の拡充を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一三五四号) 同(小宮山泰子君紹介)(第一三五五号) 同(塩川鉄也君紹介)(第一三五六号) 韓国・朝鮮人元B C級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(泉健太君紹介)(第一四二二号) 同月二十日 戦時慰安婦問題の最終解決を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一四七三号) 同(笠井亮君紹介)(第一四七四号) 同(穀田恵二君紹介)(第一四七五号) 同(佐々木憲昭君紹介)(第一四七六号) 同(志位和夫君紹介)(第一四七七号) 同(塩川鉄也君紹介)(第一四七八号) 同(高橋千鶴子君紹介)(第一四七九号) 同(宮本岳志君紹介)(第一四八〇号) 社会保障制度改革推進法の撤回に関する請願(宮本岳志君紹介)(第一四八一号) ダンス規制法の見直しに関する請願(瀬戸隆一君紹介)(第一四八二号) 同(遠山清彦君紹介)(第一五六七号) 中部地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実にに関する請願(鈴木克昌君紹介)(第一五六八号) TPPに参加しないことに関する請願(志位和夫君紹介)(第一五六九号) パチンコ店における出玉の換金行為を完全に違法化し、カジノ法の創設とカジノ特別区域の整備を求めることに関する請願(田沼隆志君紹介)(第一五七〇号) TPP参加断念に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第一五七一号) 暮らし・農業・地域を破壊するTPP参加反対に関する請願(志位和夫君紹介)(第一五七二号) 同(佐々木憲昭君紹介)(第一六七六号) 憲法違反の推進法を廃止し社会保障の拡充を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第一五七三号)	近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実にに関する請願(宮本岳志君紹介)(第一五七四号) 同(宮本岳志君紹介)(第一六七七号) 戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための立法措置を求めることに関する請願(郡和子君紹介)(第一六七二号) 沖縄県の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実にに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六七三号) 韓国・朝鮮人元B C級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(郡和子君紹介)(第一六七四号) 同(塩川鉄也君紹介)(第一六七五号) 同(阿部知子君紹介)(第一七七四号) 九州地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実にに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一七六五号) 国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実にに関する請願(笠井亮君紹介)(第一七六六号) 同(小宮山泰子君紹介)(第一七六七号) 同(塩川鉄也君紹介)(第一七七八号) 四国地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実にに関する請願(小川淳也君紹介)(第一七六九号) 中部地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実にに関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第一七七〇号) 東北地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実にに関する請願(郡和子君紹介)(第一七七一号) 同(高橋千鶴子君紹介)(第一七七二号) 北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実にに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第一七七三号) は本委員会に付託された。 六月二十日 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定への参加反対に関する陳情書(札幌市中央区北一条西	二高橋克朋)(第一三〇号) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一のの三山岸憲司)(第一三一号) 地域経済の回復を図るための対策の充実にに関する陳情書(広島市中区基町一〇の五二林正夫)(第一三二号) 道州制に反対することに関する陳情書外一件(松江市殿町八那須穂土輝外一名)(第一三三三号) 靖国神社への「真榊」奉納行為について抗議・要請することに関する陳情書(東京都新宿区西早稲田二の三の一八の二四坂内宗男)(第一三四号) 幼保一体化における財政措置に関する陳情書(岡山市北区大供一のの一則武宜弘)(第一三五号) 同日 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書(青森県三戸町議会)(第一九七七号) 共通番号(マイナンバー)制度の導入中止を求める意見書(長野県坂城町議会)(第一九七八号) 警察官の増員に関する意見書(栃木県議会)(第一九七九号) 国益に反するTPPに参加しないことを求める意見書(茨城県下妻市議会)(第一九八〇号) 国益に反するTPPに参加しないことを求める意見書(茨城県桜川市議会)(第一九八一号) 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書(群馬県草津町議会)(第一九八二号) 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書(鳥取県岩美町議会)(第一九八三号) 子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書(高知県東洋町議会)(第一九八四号) 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実にに関する意見書(茨城県東海村議会)(第一九八五号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(北海道留萌市議会)(第一九八六号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する	法律」の早期制定を求める意見書(北海道赤平市議会)(第一九八七号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(北海道名寄市議会)(第一九八八号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(北海道森町議会)(第一九八九号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(北海道長万部町議会)(第一九九〇号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(北海道江差町議会)(第一九九一号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県三芳町議会)(第一九九二号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県三芳町議会)(第一九九三三号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(東京都調布市議会)(第一九九四号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(静岡県浜松市議会)(第一九九五号) 「障害者差別解消法」の早期制定と「障害者権利条約」の早期批准等を求める意見書(兵庫県議会)(第一九九六号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(奈良県生駒市議会)(第一九九七号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(奈良県生駒市議会)(第一九九八号) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書(奈良県田原本町議会)(第一九九九号) TPP(環太平洋経済連携協定)参加に反対する意見書(山形県真室川町議会)(第二〇〇〇号)
---	--	--	---

ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加
反対に関する意見書（埼玉県長瀬町議会（第二
〇〇一号）
ＴＰＰ交渉における国民的議論の実施と政権公
約六項目を遵守することを求める意見書（石川
県能美市議会（第二〇二号）
ＴＰＰ交渉に関する意見書（石川県津幡町議会
（第二〇三号）
ＴＰＰ協定交渉参加に関する意見書（岐阜県議
会（第二〇四号）
道州制導入に反対する意見書（奈良県三郷町議
会（第二〇五号）
道州制導入に反対に関する意見書（熊本県水上村
議会（第二〇六号）
道州制導入に反対に関する意見書（熊本県相良村
議会（第二〇七号）
道州制導入に反対に関する意見書（熊本県五木村
議会（第二〇八号）
道州制導入に反対に関する意見書（熊本県山江村
議会（第二〇九号）
道州制導入に反対に関する意見書（熊本県あさぎ
町議会（第二一〇号）
防災対策など住民の安全・安心を支える公務・
公共サービスの体制・機能の充実を求める意見
書（沖縄県今帰仁村議会（第二一一号）
より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援
制度を求める意見書（福岡県芦屋町議会（第二
〇一二号）
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出席要求に関する件
閉会中審査に関する件
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する法律の一部を改正する法律案（参議院提
出、参法第二八号）
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部
を改正する法律案（参議院提出、参法第二九号）

○平井委員長 これより会議を開きます。
参議院提出、配偶者からの暴力の防止及び被害
者の保護に関する法律の一部を改正する法律案及
びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部
を改正する法律案の両案を議題といたします。
順次趣旨の説明を聴取いたします。参議院内閣
委員長相原久美子君。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する法律の一部を改正する法律案
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部
を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○相原参議院議員 ただいま議題となりました両
法律案につきまして、その提案の趣旨及び主な内
容を御説明申し上げます。

まず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護に関する法律の一部を改正する法律案について
御説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する法律、いわゆるDV防止法は、平成十三年
に、参議院共生社会に関する調査会において超党
派によりなされた立法であります。近年、デート
DVと呼ばれる交際相手からの暴力が社会的に問
題となっており、被害者やその親族が被害者によ
って殺害されるという痛ましい事件も生じてい
る中で、特に生活の本拠をともにしている場合の
被害者については、現行の法制度による被害者の
救済に制約があり、迅速な救済を図ることが難し
い実情となつていくという認識のもと、被害者や
関係団体を中心に、DV防止法の改正による同法
の適用対象の拡大を求める声が高まっております。

本法律案は、こうした被害者の声に応え、各党
における検討を踏まえ、立案したものでありま
す。
以下、本法律案の内容につきまして御説明申し
上げます。

この改正案においては、生活の本拠をとみにす

る交際をする関係にある相手からの暴力及びその
被害者について、この法律の規定を準用すること
としております。なお、婚姻関係における共同生
活に類する共同生活を営んでいない交際は対象か
ら除いております。

これにより、生活の本拠をとみにする交際相手
からの暴力の被害者についても、被害者に対する
相談、援助、保護や、重大な危害を加えられるお
それがある場合における保護命令の発令など、当
該暴力の防止及びその被害者の保護に関する施策
を講ずることにより、その救済を迅速に図ること
ができることとなっております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月
を経過した日から施行することとしております。
次に、ストーカー行為等の規制等に関する法律
の一部を改正する法律案について御説明申し上げ
ます。

ストーカー行為等の規制等に関する法律、いわ
ゆるストーカー規制法は、平成十二年の施行以
来、被害の未然防止や拡大防止に大きな役割を果
たしてきました。しかし、近年、警察の対応の見
直しが必要とされる事案が生じ、あるいは規制の
対象とならないようなストーカーが行われ、つい
には被害されるという痛ましい事件が発生いたし
ました。ストーカー事案の数も高水準で推移し、
平成二十四年中の認知件数は約二万件と、スト
ーカー規制法施行後最多となっております。

本法律案は、このような最近におけるスト
ーカー行為等の実情に鑑み、ストーカー規制法につ
いて、電子メールを送信する行為を規制の対象に
加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申し
出、当該申し出をした者への通知等つきまとい等
を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行
為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施
設による支援を明記しようとするものであり、そ
の主な内容は次のとおりであります。

第一に、拒まれたにもかかわらず、連続して、
電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に追
加して、規制の対象とすることとしております。
第二に、禁止命令等を行うことができる公安委

員会について、加害者の住所等の所在地、つきま
とい等が行われた地または被害者の居所の所在地
を管轄する公安委員会にも拡大することとするほ
か、警告または仮の命令をすることができる警察
本部長等についても、同様の改正を行うこととし
ております。

第三に、公安委員会は、被害者からの申し出に
よっても禁止命令等ができることとするともに
に、申し出を受けた場合において、禁止命令等を
したときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及
び日時を申し出をした者に通知しなければならな
いこととし、禁止命令等をしなかったときは、速
やかにその旨及びその理由を申し出をした者に書
面により通知しなければならないこととしており
ます。また、警察本部長等は、警告をしたときま
たはしなかったときは、禁止命令等の場合と同
様、通知しなければならないこととしておりま
す。

第四に、国及び地方公共団体は、ストーカー行
為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施
設による支援等に努めなければならないこととし
し、これらの支援等を図るため、必要な体制の整
備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を
実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよ
う努めなければならないこととしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から
起算して三月を経過した日から施行することとし
ております。

また、ストーカー行為等の相手方の適切かつ迅
速な保護を図るため、ストーカー行為等その他の
特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情ま
たはそれが満たされなかったことに対する怨恨の
感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚
えさせるような方法による行為の規制等のあり方
については、当該行為が電気通信を利用した情報
の伝達方法の進展に伴い多様化していること等を
踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加え
られ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとす
るとともに、政府は、当該規制等のあり方につ
いて検討するための協議会の設置、当該行為の防止

に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、これらの検討に当たつて適切な役割を果たすものとする

こととしております。

以上が、両法律案の提案の理由及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○平井委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○平井委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として警察庁生活安全局長岩瀬充明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○平井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中丸啓君。

○中丸委員 日本維新の会、中丸啓でございます。

恐らく今国会の最後の委員会質問になると思

います。時間は十分と短いのでなるべく簡潔にお伝えさせていただきます。

まず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案について御質問をさせていただきます。

まず、本改正案の最大の目的は被害者の保護だと考えるんですが、過度のDVの加害者の多くは、単純に考えて、自分の欲求が満たされな

いことに対して、通常と違う、正常な判断ができなくなっている、できにくいというふう

に考えることができると思うんですが、今回のこの保護命令で、どの程度、被害者の保護、一番本来の目的である被害者の保護に対する加害者への抑止効果が行われるとお考えでしょうか。お聞かせ

ください。

○福山参議院議員 中丸委員にお答えを申し上げます。

委員の御指摘はまさにそのとおりでございまして、今回の法改正は、被害者の救済が第一の目的と

言つてもいいというふうに思います。

御案内のように、これまでのDV防止法の保護命令の対象は、従来、配偶者に限定されていま

した。それが今回、いわゆる生活の本拠をともにしている場合の被害者についても対象を拡大できる

ということでございますので、長崎のストーカー殺人事件の経緯もございましたし、そういった点も考えれば、被害者救済の観点からは大きな一歩

であり、被害者の保護に対しては前進をさせていただけるものと考えております。

○中丸委員 当然、配偶者だけに限らず、同居、もしくは、俗に言う一緒に暮らしている状態が常態化している中で、必要なことであると私も思

います。

その中で、保護命令に、はいそうですかと素直に聞かない場合というのも当然想定されると思

います。そうしたときの保護命令違反という罰則が今回科されていくと思うんですが、一年以下

の懲役、百万円以下の罰金ということなんですけれども、さっきの抑止力の観点から、どうい

う過程で最終的にここに落ちついたのかというところを教えてくださいなと思ひます。

○福山参議院議員 少し丁寧な御説明をさせていただきます。

御案内のように、DV防止法案は、平成十三年に、参議院の共生社会に関する調査会から提出

されたものでございまして、この立案に当たつては、与野党を超えて、調査会の中に女性に対する

暴力に関するプロジェクトチームが設置をされまして、検討がなされたことと承知しております。

先生の御指摘のように、保護命令違反に対する制裁のあり方については、そもそも過料にとどめておくべきなのかとか、罰則とすべきなのかとか、多くの議論がそのときになされました。

保護命令は、御案内のように、被害者がその生

命や身体に重大な危害を受けるおそれがある場合に発せられるものですので、裁判所の発した保護命令の実効性を担保しておこうという観点の中

で、保護命令に違反した者に対して刑罰をもつて臨むことが適当であるという形で、先ほど委員の御指摘の一年以下の懲役、百万円以下の罰金とい

う設定になりました。

この設定においては、その前年に成立をしていましたストーカー規制法における禁止命令違反の制裁の程度などを全体として考慮した結果、この罰則規定になったというふうに承知しております。

○中丸委員 罰則、それからその他所要の規定の整備を行われたりということをしていくと、保護という前提で行かれていくと思うんですが、

も、保護を的確に行つて被害者を守っていくのが一番の目的であつて、規制をつくること自体が目

的ではないと思うんです。

そういう中で、今後の運用面も含めて、こういった場合の被害者保護に対して何か具体案というのがもしあれば、お聞かせいただければと思

います。

○福山参議院議員 お答え申し上げます。

今回、いわゆる生活本拠をともにする交際相手からの暴力の被害者に今回の対象を拡大することによりまして、現行の法令や運用によつて行われ

ております配偶者暴力相談センターによる相談、援助業務、それから婦人相談所による一時保護、教育啓発などの施策について、もともとはDV防止法を根拠に行われていたわけですが、その対

象が広がったことにより、逆に被害者の保護がより一層具体的に推進されるものというふうに考えております。

○中丸委員 ありがとうございます。

それでは、もう一つの方のストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案につ

いて御質問させていただきます。

この中に、今回、電子メールを対象にするとい

う、従来のファクスとか電話だけではなくて、電子メールというところが出てくるんですけれど

も、この中で、「拒まれたにもかかわらず」とか、「連続して」という文言が入っていると思うんですが、これは当然、それを実施しようと思えば立証していかないとけないと思うんですが、

ども、連続して、拒まれたという、具体的にその立証基準があれば教えていただきたいと思ひま

す。

○岩瀬政府参考人 お答え申し上げます。

規制の要件についてのお尋ねでございますけれども、現行のストーカー規制法第二条一項五号に

おいても、つきまとい等の類型の一つといたしまして、拒まれたにもかかわらず、連続して、電話

をかけ、またはファクスを送信するということが規定されているところでございまして。

ここで言います「拒まれたにもかかわらず」につきましては、行為者が電話またはファクスをすることを相手方から拒否されているということを認識していることが必要というふうになされております。また、「連続して」につきましては、一般的には、行為者が短時間の間に何度も電話をかける、またはファクシミリを送信するということを行うものでありますが、一日に一度電話をする行為等を何日も繰り返すということも含まれる、このようにされているところでございまして。

今回の法改正によりまして新たに盛り込まれる電子メールを送信する行為、これも「拒まれたにもかかわらず、連続して」という要件がついておりますけれども、これにつきましても電話やファクシミリの場合と同様に解するということが相当であるというふうに考えております。

○中丸委員 今の質問に関しまして追加でちよつとお伺いします。

その「拒まれた」というのを電子メールの場合はどういった形で、要は、拒否しているということ

を認識しないといけないわけですね。拒否していることを認識させるために、被害者側の人が何かアクションを起こさないと拒まれたということ

を立証できないということになるんですか。

○岩瀬政府参考人 お答えいたします。

拒まれたということを立証する場合であります

けれども、具体的な方法として、現実によく行われております、それは電話なりファクシミリという現状でございますけれども、事実上の警告を行うときに、警察官から行為者に對しまして被害者が拒んでいる旨を伝えるということで認識をさせるというようなことがよく行われているところでございます。

それから、そのほか、まさに先生御指摘ございましたように、被害者の方で、着信拒否にしておくとか、あるいは留守番電話の設定にすることなどで、拒まれているという意思が伝わるような措置をとっていただければ、それで立証できるということもございまして、さらには、上司あるいは親等、第三者に入ってもらって拒否の意思を伝えてもらう、こういうような方法があり得るというふうに考えております。

○中丸委員 わかりました。

そういったところも、今後、法案が成立していけば周知活動というのとも必要となりますので、ぜひとも御配慮いただきたいというふうに思います。

時間がなくなってきましたので、もう一つ、先ほど福山参議院議員の方もお答えいただきました、婦人相談所その他の適切な施設とあるんですけども、婦人相談所はわかるんですが、その他という非常に幅が広いと思うんです。もう少し具体的に何かわかるものがあれば教えてくださいます。

○福山参議院議員 お答え申し上げます。

いわゆる都道府県等が設置している男女共同参画センターとか、それから、各都道府県が実情に応じていろいろな形で相談の窓口をつくるようなことも想定をされておりますので、先ほど申し上げました、男女共同参画センターその他適切な場所がいろいろこれから工夫がなされるというふうな思っております。

○中丸委員 私が聞きたかったのは、御婦人だけではなくて、逆の場合も最近多くて、女性が男性に對してというのがありますので、それも踏まえてということで質問をさせていただきます。

両法案とも、長期にわたり今まで検討されてきたと思いますが、残念ながら、参議院の内閣委員会には日本維新の会の委員がおりませんで、前回御説明のときもお伝えさせていただきましたけれども、非常に、国会終了間際になって相談をいただいたため、正直、党内でも十分議論する時間がなかったということもあります。そのために、我が党にも国対であるとかありますので、ぜひ今後、またそういう、参議院で審議される場合、うちの委員がいなかった場合は事前に御相談いただければということをお願い申し上げます、日本維新の会、中丸の質問を終わらせていただきます。

○平井委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

この間、ストーカーやDVをめぐっては、重大な事件が相次いで発生をし、対策が急務となっております。とりわけ、被害の実態と法的な規制の乖離が指摘をされ、法的な手当ても急がれておりましたが、今回の改正案は、ストーカーメールの規制、申し立て本人のインシアチブの強化、DV法の保護命令の対策拡大など、そうした手当てを行ったものであります。

DV法、ストーカー規制法、両法の改正案をまとめられた提案者の皆さん、また勇気を持って発言をされてきた被害者や関係者の皆さんに、改めて我が党として敬意を表したいと思っております。

現場では、ストーカーやDVなどの被害から被害者を守るために、民間シェルターなどを運営されてきた多くの皆さんが地道な努力を続けられております。被害の実態と法規制との乖離を把握し、手直しする上で、こうした方々の運動や発言は大きな役割を果たしたと思っておりますが、提案者に、まずその評価をお伺いしたいと思います。

○福山参議院議員 赤嶺委員にお答えをさせていただきます。

先生の御指摘はまさにそのとおりでございます。まして、ストーカーやDVについては、被害に遭われた方がなかなか表に出てこないという側面がございます。他方で、被害者を初めとした当事者の声

をしつかりこちらを受けとめなければいけない。この間をつなぐものとして現場において被害者を支えてこられた支援組織や民間シェルターの方々の活動は、本当に役割として大きかったものと認識をしております。

いろいろな団体の方の国会での活動等については、超党派の議員の皆さんも参加をされて、その実態が把握されることになりました。実際に、今回の改正案の検討過程においても、支援団体の方々から、現場における切実な実態を踏まえた、さまざまな問題提起をいただけてまいりました。これらの現場の方々の御活動や問題提起があつて初めて被害の実態を把握し、現行の法規制との乖離を認識することができたということもあつたと思っております。

今後とも、こういった関係者や支援団体の方々の声を真摯に受けとめさせていただきながら、立法府としても継続的にこの課題については注視をしていきたいというふうに考えておりますし、関係者や被害者、そして支援団体の皆様のこれまでの御尽力に、心から私も感謝を申し上げます。

○赤嶺委員 それでは次に、警察庁にお伺いいたします。

この間、ストーカーやDV対策として、被害者の意思決定支援手続の導入などの対応を行ってきましたが、今後の対応の一つとして、自治体などとの連携強化による避難場所の確保などの取り組みを推進予定としております。この具体的な内容と、警察としてこうした取り組みを必要と考えるに至った理由、これは何ですか。

○岩瀬政府参考人 お答え申し上げます。

DV、ストーカー事案の加害者は、被害者に対する執着心あるいは支配欲というものが強うございます。また、その中には、被害者を長期間にわたつて執拗に追い続けて危害を及ぼそうとする者もいるわけでありまして、特に、そのような事案というのは危険性が高いものがあるというふうに考えられます。

このような加害者から被害者を保護するために

は、被害者に加害者の追跡が及ばない場所へ避難していただくということが大変重要であるというふうに考えております。

一時的な避難先といたしましては婦人相談所や民間シェルター等がございまして、各都道府県警察におきまして、これらの機関、団体と連携を図っているところでございますが、このような一時的な避難先に加えまして、先ほど申し上げましたような場合には、ある程度持続的な避難場所が必要になる、こういう場合があるということでございます。

そのため、都道府県警察に對しまして、特に、被害者が公営住宅へ優先的に入居できる措置というものについて、自治体の担当部門への要請をする、あるいは自治体との連携を強化する、こういう内容の指示をしたところでございます。

課題としましては、これについては取り組みがまだ緒にいたばかりのところでございます。しかしながら、被害者の保護を図る上で大変重要なことであるというふうに考えておりますので、今後、全ての都道府県警察に對しまして、さらに取り組みを進めるように指導をしていきたいというふうに考えております。

○赤嶺委員 それでは、森大臣にお伺いをいたしますが、今答弁にありましたように、避難場所の確保は、被害を防ぐ上で最重点の課題の一つであります。ところが、その取り組みはまだ緒にいたばかり、極めて不十分な段階という答弁でありました。

この取り組みというのは、警察だけではなくて、自治体や関係機関の協力が不可欠であります。内閣府としては、そのコーディネイト役を担う役割があるのではないかと考えますし、加えて、公立の既存の施設の活用に加え、民間シェルターとも連携した取り組みが必要ではないのかと思ひます。

この点では、運営費の補助だとか、今までの枠組みを超えて民間シェルターへの支援を強め、多様な場所確保に乗り出すべきではないかと思ひますが、大臣、いかが考えでしょうか。

○森国務大臣 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、緊急時に迅速に安全な避難場所の確保、そして、その後の加害者から離れたところで新しい生活を始めるための居所の確保、ともに重要でございます。この点に關して、民間支援者または民間シェルターの皆様の役割は大変大きいものがございます。

内閣府といたしましても、公共機関と民間シェルター等との連携を、ワークシヨップ等を行いまして推進しているところではございますが、さらなるまた連携を図つてまいりたいと思ひます。

具体的に、その居所については公営住宅の優先入居でございますが、それから職業についてはマザーズハローワークでの就業支援などを行つておりますので、さらに連携を深めていきたいと思ひます。

その中で、民間シェルターに対する財政的援助について御指摘がございましたけれども、地方公共団体による民間シェルター等に対して財政的援助を行つた場合には特別交付税措置が講じられてゐるほか、国が一時保護委託費の半額を負担するものとされてゐるところでございます。また今回の改正を踏まえて、さらに引き続き確かな法的対応を講じるべく運用に一層努めてまいりたいと思ひます。

○赤嶺委員 交付税措置はありながらも、民間シェルターへの今までの枠を超えた新たな補助金の制度もぜひ検討していただきたいと思ひます。

そこで、あと一問ですが、DV被害の相談を担つてゐる各地の男女共同参画センターについて、職員の相談体制の問題が指摘されてまいりました。相談員が非常勤職員で、契約が更新されなければ、継続的な支援が必要な利用者や連携機関との信頼関係が途切れることとなります。

大臣は、こうした実態をどのように認識しておられるのか。また、ここでも抜本的な対策が求められてゐるのではないかとと思ひますが、いかがですか。

○森国務大臣 DVについては、やはり、経験のある相談員が被害者の最初の保護から自立支援ま

で切れ目のない相談を行つていくということが大変重要になります。

そのような中で、現状では、地方自治体によつては、非常勤職員の相談員のいわゆる雇いどめのような実態がございます。これにつきましては、内閣府といたしましては、非常勤の職員さんの人材育成、研修等を行うとともに、継続的な配置を地方公共団体にお願ひをして、体制の充実を図つてまいりたいと思ひます。

○赤嶺委員 やはり、相談活動を切れ目なく強化し本当の支援に生かす上でも、こういう場面で果たす公務員の役割は大事だと思ひます。この点もぜひ今後検討していただくことをお願い申し上げます。質問を終わります。

○平井委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

大臣は御退席いただいて結構でございます。

○平井委員長 これより両案について討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、参議院提出、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、参議院提出、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平井委員長 この際、御報告申し上げます。

今会期中、本委員会に付託されました請願は二十八種九十七件であります。各請願の取り扱いにつきましては、理事会等において検討いたしました。委員会で採否の決定は、いずれも保留することになりましたので、御了承願ひたいと存じます。

なお、お手元に配付いたしましたとおり、今会期中、本委員会に参考送付されました陳情書は、新内閣に対し、ビジネスフレンドリーな政策推進を求めることに関する陳情書外十六件、また、地方自治法第九十九条の規定に基づく意見書は、インターネット犯罪の抑制についての意見書外二百十八件であります。念のため御報告申し上げます。

○平井委員長 次に、閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

まず、

内閣提出、安全保障會議設置法等の一部を改正する法律案

石関貴史君外四名提出、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

松本剛明君外二名提出、行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案

松本剛明君外三名提出、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

及び

松浪健太君外四名提出、道州制への移行のための改革基本法案

以上の各案につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○平井委員長 起立多数。よつて、各案について、議長に対し、閉会中審査の申し出をすることに決しました。

次に

内閣の重要政策に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

及び

警察に関する件

以上の各件につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次に、閉会中審査案件が付託になりました場合の諸件についてお諮りいたします。

まず、閉会中、委員会において、参考人の出席を求め、意見を聴取する必要がある場合には、参考人の出席を求めるとき、その人選及び日時等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次に、閉会中、委員派遣を行う必要が生じた場合には、議長に対し、委員派遣の承認申請を行うこととし、派遣の目的、派遣委員、派遣の期間、派遣地その他所要の手続につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「保護」を「保護等」に改める。

目次中「第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)」を「第五章の二 補則(第二十八条の二)」に改める。

第一条中「この項」の下に「及び第二十八条の二を加える。」
第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻を取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第二十九条中「保護命令」の下に「(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)」を加える。

第三十条中「含む。」の下に「又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十六号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定」の下に「(同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一六の項イ及び同表一七の項ホ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

理 由

配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となつてゐる状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「怨恨」を「憎恨」に改め、同項第五号中「かけ若しくはを」を「かけ」に改め、「用い

て」の下に「送信し、若しくは電子メールを」を加え、同項第八号中「性的羞恥心」を「性的羞恥心」に改める。

第四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。

4 警察本部長等は、警告をしなかつたときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

第五条第一項中「ときは」の下に「、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又は職権で」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。

4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかつたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

第八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第一項中「対する」の下に「(婦人相談所その他適切な施設による)」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な

財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十条第一項中「住所」を「住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地」に改め、同条第二項中「住所」を「住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地」に改め、同条第三項中「当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所を当該公安委員会の管轄区域内から他の公安委員会の管轄区域内に移転した」を「次に掲げる事由が生じたことを知った」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（通知に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「新法」という。）第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

（条例との関係）

第三条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第五条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む一般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

理 由

最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援を明記する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。